

商家同族団と祖先祭祀・事業経営

——長野県小諸町の小山家の場合——

- 一 はじめに
 - 二 小山家の構成と商業活動
 - 三 小山家の同族結合
 - 四 各商家経営の展開と同族団
 - 五 製糸業経営と同族団
 - 六 おわりに
- (付) 資料 小山一族家憲

論文要旨

本稿は、明治中期～昭和初期における長野県小諸町の有力商家小山家の同族団・祖先祭祀・事業経営の実態と相互の関連について考察したものである。

小山家同族団は、異業種混在の商家同族団であり、各経営は祖先祭祀を機軸とする同族団の合議の下で展開された。またこの同族団は、本分家の主従関係が強固な同族結合ではなかったが、本家の経済的優越性とそれに基づく分家の扶養行為、本家の祖先祭祀司祭権等は明確であった。しかし財産共有制は存在せず、各家の資産所有関係は独立的であった。もっとも祖先祭祀のための共有積立金(総有的資産)を蓄積し、これは同族の事業経営の一部に

も運用された。

さらに本家当主が創設した製糸経営純水館は同族各家も出資し、経営は本家を中心に複数の同族によって行われた。しかし各家はそれぞれ独立の商店経営を有するなど、同族が総力をあげて一つの製糸経営に取り組む体制にはなっていなかった。また同族の共有積立金は製糸経営の多額の資金需要にはとても対応できなかった。こうした同族資本・同族結合のありかたは純水館が急速な発展をみせなかった一要因として挙げられる。

また各家の商業経営はかなり浮沈が激しく、さらに製糸経営は投機的性格を持たざるをえなかったから、この傾向は一層顕著になった。この点では小山家は近代における関東・東山蚕糸業地帯の中小資本を構成する同族団の一つの典型といえよう。

そしてこの同族団は、大正後期以降の不況・恐慌、そして分家への過重な援助などによって本家の経済的優位性が崩れ、また本家当主の政界進出によって同族結合の軸たる祖先祭祀のイベントまで厳密に行われなくなると、同族結合は大きく弛緩してゆき、親睦的な同姓集団へと変容していった。

松村 敏

一 はじめに

従来、日本資本主義の形成・発展過程において同族組織ないし同族団が大きな役割を果たした点が指摘されている。⁽¹⁾ 実際、財閥から中小企業まで近代日本の産業資本・商業資本の形成・発展過程のうちには、なんらかの形の同族結合を媒介としていたものがきわめて多かったのは事実である。

財閥はそもそも家族ないし同族による出資と大規模な多角的事業経営によって特徴づけられるものであったし、中小企業では戦前ばかりでなく今日でも同族経営ないし同族の出資によるものが多くみられるが、総じて資本の家族的同族的構成はことに資本主義形成期に顕著であった。あるいはまた完全な同族資本ないし同族の共同経営ではないにしても、その背後に同族団の存在があり、なんらかの形で同族団の規制のもとに経営が行われる場合もあった。

このようなことは、ある場合には個人による経営体の内部的な資本蓄積が不十分なまま急速な成長を行ってきた一つの要因となり、株式会社形態による資本の集中とともに資本蓄積の低さを補う（また資本の分散を防止する）手段となったし、保険制度が充分でなく破綻の危険が多い近代初期には同族団が個々の家による事業経営を支え、また再興させる上で重要な役割を果たした場合もあろう。

しかしながら、こうした同族団（同族結合）と事業経営、あるいは総

じて経済的過程との関連を問題にした研究は、財閥研究や農村をフィールドにした分析を別にすれば、従来あまり多くないようである。そこで以下、明治と昭和初期の一地方都市における商家同族団の分析を行うが、その際、祖先祭祀を機軸とする同族結合と商家経営をはじめとする同族の経済的過程との関連、またその変化を中心に分析する。分析対象は、長野県小諸町荒町に本分家の多くが居を構える小山家同族団で、ここでは本分各家は商業（卸売・小売）を営むほか、さらに本家を中心に本格的な器械製糸業の経営にも乗り出した。⁽²⁾

一一 小山家の構成と商業活動

分析対象の小山家は明治大正期における小諸町の有力商家の一つで、小諸町の中心たる荒町に同族各家がそれぞれの商店を構えていた。屋号は酢屋といい、島崎藤村『千曲川のスケッチ』にも、「荒町の裏手で、酢屋のKという娘の家の大きな醤油蔵の窓なぞが見える」⁽³⁾ などとある。この同族団は本家と親族分家からなり、奉公人分家である別家は存在しない。⁽⁴⁾ また、同族各家の商業（商店）経営は独立し、一つの商業経営を同族が共同経営しているわけではない。

小山家の由来について、二三代久左衛門（久左衛門正友、一八六一～一九一八）が作成した「家譜略」（明治三十七年四月調）などによれば、往古小山家は現住所より一里ほど北に位置する松井村の豪族で、世々久左衛門と称していたが、一六〇〇年（慶長五）二代半太夫の時、現住

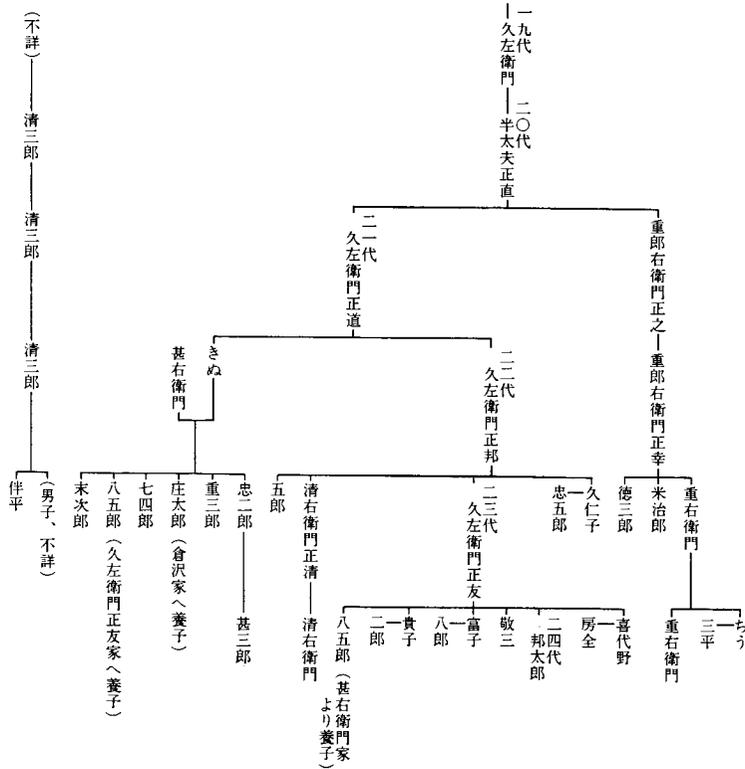


図1 小山家家系図 (出典)小山登『温古』(1962年)。

地の荒町のやや東方である垂井に移った。そして一六七〇年(寛文一〇)に一五代久左衛門正顕が現住地を小諸城主より受け、さらに一六七四年(延宝二)に溜醸造業を開始して、以後小諸城主代々の御用達となった。二一代久左衛門正道に至って家運はますます繁栄し、天保頃正道は苗字帯刀を許され、他方城主に対してはしばしば献納を行つた。そして明治維新の変動の際にもさほど大きな影響は被らず、明治三年には小諸郊外の御牧原の開墾を始めるなどしている。⁽⁵⁾そして一八八八年(明治二一)に二三代久左衛門(久左衛門正友)が家督を相続した。⁽⁶⁾

小山家の本家当主は、代々、何代久左衛門などと名乗っているが、初代については、先の「家譜略」にも何の記載もなく、少なくとも二三代久左衛門の時代にはすでに初代についての伝承は残されていないかたようである。「家譜略」に具体的な事績をもって最初に登場する当主は、右の一二代半太夫であり、初代がいかなる意味で初代であったかはもはや不明である。

図1に同家の家系図の一部を示した。同家の家系は一五代頃からはぼ網羅的に判明するようであるが、図1では省略し、一九代久左衛門から男子、婿養子を迎えた女子、および婿養子を網羅して記した。これによって当該期の同族団の本分家当主がすべて表れる。⁽⁷⁾同家では、二〇代以前を含めて昭和初期まで判明するかぎりほとんどすべて男長子相続である。ただし、二二代は二〇代半太夫直の次男久左衛門正道が継ぎ、長男重右衛門正之が分家した。これについては、正之・

正道は異母兄弟でやや込み入った事情が存在していたといわれる。これを唯一の例外として他はすべて男長子相続の原則が貫かれている。また、女子の場合は、(1)他家へ嫁ぐ場合と(2)婿養子を迎えて分家し同族団内の家としてとどまる場合とがある。他家へ嫁ぐ場合(および男子が嫁をもらう場合)は、小諸町内の有力商家同士の結婚のケースが多く、婚姻による商家連合によって小山家の商家経営の発展を期すねらいがあったものと推定しうる。また、婿養子を迎える場合には、娘婿を動員して経営拡大にあたるねらいをもったものと考えられるが、忠五郎を迎えた時のように商店経営の拡大をねらう場合と、房全・八郎・二郎を迎えた時のように製糸経営の拡大をねらう場合とがあった。⁽⁸⁾

対象時期の小山家同族団は、この二代久左衛門正道と兄重郎右衛門正之の二つの系統が中心となって構成されている(これからはずれる伴平家については後述する)。以下、まず同族団を構成する主要な家と一九〇五年頃を中心としたその商業活動を順に述べておこう。

1 総本家の久左衛門―邦太郎家 屋号を允(ヤマク)といい、三代久左衛門正友が一八八八年に家督を相続し、その没後長男の邦太郎(一八八九―一九八一)が一八九一八年に家督相続した。同家の本業は、酢久商店(一九〇〇年一月、合資会社化)の経営で、これは醤油・味噌・酢の製造と販売、さらに畳表・鯉節などを取り扱った。⁽⁹⁾ 同家の醤油醸造業は、前述のように延宝期に始まり、また明治期には千葉県野田・銚子から醸造技術を学んで、一九〇八年醸造高は二千石におよび、一九〇五年当時、販路は三国八郡三五〇町村に及んでいたといわれる。⁽¹⁰⁾

2 甚三郎家(允、イリヤマク) 酢甚商店と呼ばれ、米雑穀・食塩・肥料・石油・味噌・素麺・陶土・マッチ・蠟燭・荒物・雑貨を取り扱った。肥料取扱については、多木肥料の特約店でもあった。

3 五郎家(允、マルク) 久左衛門正友の末弟で、一九〇〇年に分家した。丸久商店と呼ばれ、やはり米雑穀・食塩・肥料を取り扱った。大豆・大豆粕は「清国商館」と直取引し、過燐酸石灰は東京人造肥料と「佐久郡」一手販売の特約をしていた。また越後米は「産地大地主」と直接取引を行っていた。分家の際、「穀類食塩ヲ分商ス⁽¹²⁾」とされているから、穀類・食塩はもともと酢久商店が取り扱っていたのを譲られたものと考えられる。

4 清右衛門家(允、イリク) 同家も総本家から一八九七年に分家して成立した。茶を扱い、入九茶店と称された。「山城宇治信楽狭山武州各産地の銘茶及茶器の卸小売」を行い、販路は「南北佐久小県更級埴科諏訪筑摩等県下各方面」といわれている。「清右衛門茶業ヲ以分家ス⁽¹³⁾」とされており、またこの前後に本家は茶を扱わなくなっているから、本家から茶の取扱を譲られて分家したものと推定される。

5 徳三郎家(酢徳、マルゴストク) これは洋物店を経営し、酢徳商店と呼ばれた。洋服および付属品・菓子・缶詰・洋酒・砂糖等を扱い、県内への卸売も行った。

6 忠五郎家(允、サスク) 忠五郎は久左衛門正友の姉、久仁子を娶って小山家の養子となった。同家は金物店を経営し、和洋金物一式・硝子板・消防ポンプ・蒸気機罐等を取り扱った。「千曲川筋架設の橋梁大

屋橋其他各所の釣橋及他の河川にして各地の橋梁鉄材及学校其外倉庫等の建築材料の概ね全店の請負に係りたるもの⁽¹⁵⁾といわれている。

7 重右衛門家⁽¹⁶⁾、マルゴ）重右衛門は先代重右衛門の長男で、合名会社酢重商店を経営し、穀類・肥料・食塩・醬油・味噌・砂糖・メリケン粉・蚕用道具・煙草等を扱う「大商店」であった。後掲表1からみて、一九〇五年当時、本家に次ぐ規模の商店であったであろう。

8 重三郎家⁽¹⁷⁾（兎西、イリヤマクニシテン）酢甚西店と呼ばれる下駄屋を経営し、草履・傘なども扱った。「熟練なる職工多数を雇い入れ」、自家製造も行っていた。

9 八五郎家⁽¹⁸⁾（イゲタク）八五郎は甚右衛門家の生まれであったが、本家の久左衛門家に養子に入った。一九〇九年に思い立って、同族の同意のうえ、「満州」に渡り、旅順で大豆粕製造・醬油醸造業を営んだ。しかし一九二〇年の戦後恐慌で打撃を受け、一九二三年に帰国した。これらについては後述する。

三 小山家の同族結合

明治前期以前の小山家同族団の実態については、いまのところほとんど不明である。ただ小山一族会『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』（一九八四年）によれば、「徳川時代には人口の増減は少なく、その間分家は五軒位しかありませんでした。甚之丞・清右衛門・清三郎・重郎右衛門正之・甚三郎等の諸家です⁽¹⁸⁾」とされている。このうち前二家は江

戸期中に絶家となり、甚三郎とは図1の甚右衛門のことであるし、清三郎家は、すぐ後に述べる一九九〇年に発足した「祭資会」「同姓会」の記録によれば⁽²⁰⁾、これも後述のように伴平が一九九四年再分家するまで、一定の付き合いはあるものの「小山一族会」には入っていない。したがって江戸期、とりわけ幕末期から明治前期には、この同族団はまだかなり小さいものであったと推測できる。

さて、一八九〇年に小山家同族は、「小山一族会」または後述の「祭資会」「同姓会」と称される組織を発足させ、同族結合を一層強固にしていた。そして同族の統制方法を明文化するところの家憲をも制定していた。そこで次に、小山家の家憲、「祭資会」、共同墓地、「同姓会」、「祭資積立金」の順で、その内容、存在形態について説明しよう。

(一) 家憲の制定

現在知られている最も古い同家の家憲は、一九〇五年に改正されたものである。したがってそれ以前からなんらかの家憲が存在していたわけであるが、最初に制定された年次は不明である。ただ一九〇四年六月五日の「同姓会」で渋沢家憲や三井家憲が報告され家憲についてはじめて話題となっており、一九〇五年改正家憲のような長い本格的なもの⁽²¹⁾の時はじめて制定されたと伝えられているところが正しいようである。

さて、一九〇五年改正家憲の全文は本稿末尾に資料として掲げておいたが、その内容について簡単にみてみよう。まずはじめに、「清朝の大儒任氏の家範」といわれる「家憲十則」が並び、次に七章一九条の「小

山一族の家憲」が続く。後者をみると、まず第二条・第七条に「本会一切ヲ統轄スル」「理事」について、二年任期で改選(ただし再選も可)という規定があるが、これは実際には行われていない。次に第四条には、「本会ノ権利及ヒ義務」を有するのは各家戸主と一族による法人となっている。ただ、実際に一族会のメンバー資格を有したのは戸主のみだった。ついで第六条に「本会ハ一族永統及ヒ祖先頌徳之為祭資積立金ヲナスモノトス」と、祖先祭祀とための積立金を行う規定がある。祖先祭祀の具体的なイベントについては、第九条第一項に「祭資会ト称シ毎年式月一日ト定メ宗家ニ於テ家憲朗読式ヲ行フ終テ祖先祭典ヲ挙グ」とし、「祭資会」を毎年二月一日に本家久左衛門の主宰のもとで開催し家憲を朗読することとしている。そして積立金の拠出方法については、第一〇条に「一族祭資会ノ際各自前年損益決算帳ヲ発表シ純益金百分ノ三ヲ出金スルモノトス」と規定され、前年度における各商店の純益の三%を祭資積立金として支出することとしている。ただし後述のように一九〇五年までは純益の二%を積み立てており、一九〇六年より三%となっているから、一九〇五年の改正家憲で積立金歩合が変更されたものである。この積立金の運用・使途方法については、第一二条で「祭資積立金ハ各々祖先之功徳ヲ収メ併セテ一族ノ隆盛ヲ期スルガ為ナリ故ニ一族中時ニ天災或ハ不可忍不幸ニ罹ル時ハ積立金十分ノ一以下ヲ以テ協議之上無利子有期貸與スルコトヲ得ル」と祖先祭祀のためのほか、有事の際における同族の相互扶助にも利用されるように規定されている。また第一六条以下では、相続および分家の規定があり、相続や分家を行うには必ず

一族会を開会し七割の支持がなければならぬ等が定められ、第二三条では相続・分家式のイベントが詳しく決められている。

問題はこのような家憲の規定がどこまで厳密に実践されたかであるが、『一族会日誌』等の資料によれば、さきに述べたように理事についてはとくに選出しておらず、本家当主がその任にあたった。そのほかについても第六章の罰金を命じた例などはないが、しかし分家式などはかなり家憲の規定に忠実に、厳粛に行おうとしていたことがわかる。一例として、一九一四年の小山三平の分家式についての『一族会日誌』の記述を紹介しておく。

大正参年二月一日於宗家祭資会開会同族小山三平分家式執行天氣晴朗本分拾壹家欠席ナク整列

式ノ順序

- 一 会員 着席
 - 二 受格者座ノ中央出席
 - 三 家憲朗読
 - 四 受格者宣誓調印
 - 五 本会祝辞并ニ記念品贈與
 - 六 受格者 答辞
 - 七 耆同靈拝、冷酒
- 以上神饌ヲ撤シ順次退場
- 右后後耆時開会宗家家憲ヲ朗読シ受格者宣誓調印ノ上一族ヨリ左ノ祝辞ヲ呈〔七〕ラレ記念品七子耆反ヲ贈呈ス

祝茲ニ恭シク小山重右衛門分家小山三平殿入会抑モ君カ志操堅実ナル自ラ新思想ニ富ミ新知識ヲ生ス巳ニ青年中重キヲ致シ社会矯風上最難ナル禁酒事業ヲ督シ稍成功ス正業製糸ノ業ヲ採リ帝国貿易品中最重要視セラル、ト共ニ亦タ伴フ處ノ困難不尠為メ利財家ノ嫌悪スル有ルニ不拘一身ヲ投ジ斯業ニ尽瘁スル十年一日ノ如ク真ニ不動ノ間克ク進路ニ機宜ヲ致シ敢テ不逞ノ概ヲ認ム今回ノ奉式誠ニ君ノ慶ノミナランヤ希クハ細心密慮以テ本会本差ノ發祥ニ對シ力ヲ致サン事ヲ賀壽共ニ切望スルコト然リ

一族惣代小山久左衛門

右祝辭ニ對シ小山三平氏ヨリ受格後義務ニ合セ答辭ヲ述ラル統テ小山重右衛門ヨリ同意味ノ謝辭ヲ述ラル終テ宗家ヨリ神前ニ奉告ス
奉告文

謹デ小山重右衛門分家小山三平慥カニ戸主資格タルヲ認メ一族全員茲ニ集ヘ式ヲ設ケ奉告ス冀クハ同氏ノ凡テノ禍害ヲ除キ公明ナル進路ヲ授ケ賜ヘ永劫祖先ノ詞ニ使ヲ奉ラン事ヲ

頓首

一同靈拜冷酒拝受ノ上神饌ヲ撤シ順次退場ス(是ヨリ屋敷神前ニ詣シ記念ノ写真ヲナス)

之ヨリ前午前拾時ヨリ前年度ノ決算報告会ヲ結了ス午後六時ヨリ宴会ニ移ル

という具合で、本家当主の主宰のもとに誠にござそかな分家式が挙行されているのである。このように分家式や祖先祭祀(後述)といった同族

結合の根幹に関わる部分については、昭和初期に「祭資会」が行われなくなるまで、家憲の規定が遵守されていたと考えられる。

(一) 「祭資会」

次に家憲中でも規定されていた「祭資会」の内容について説明しよう。これは前述のように一八九〇年より始められ、一九二九年まで続けられたものである。「祭資会」については、前掲『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』に次のような説明がある。

祭資とはお祭りの費用のことです(大辞典)。一願発起した一族は、さらに祖先への感謝の気持を大切にする心の表現として、年に一度のお祭りをして現在の生業の状態を祖先に報告し、その御加護を願ひ、その時それぞれの営業の過年度の利益の一部を祖先供養のためのお祭りの費用として積み立てることにしました。前述のように新たな同姓会々員の入会式もそこで行われて来ましたが、共存共栄の永昌をはかる目的から、この積み金に余裕があり、また必要があった時はお互いの資金(但し貸金)として運用もしようと云う考えの下に小山同姓祭資会が始まりました。

この会は発足以来昭和3年(四年の誤り—引用者)まで33年(四〇年の誤り)の間毎年2月兎で執り行われ、この時は遠方のため月例の同姓会には出席出来ない一族の方々、御牧原(伴平)・満州(八五郎)・茅ヶ崎(房全)等も遠路駆け付けて参加されております。ところが昭和4年になると世界的不況深刻になり、恐慌状態の中

に一族の営業状況は兎の西店を除けばほとんど云うべき価値無き状態に直面し、積み立ては勿論不能、普通の同姓会のみ開かれて祭資会が行われなくなって仕舞いましたのは何ういうことでありましよう。おそらく資金の必要はかりあり、積み立ても使い尽され、忙しさの中に祭事も絶えてしまった事でした。⁽²²⁾

ほぼ家憲の規定通りの内容で昭和初期まで本家において「祭資会」が行われ、昭和恐慌期に各家の財政悪化によって、途絶えてしまったというのである。ただし「祭資会」が途絶えた要因としては、より根本的にはもともとこの同族団は資本を完全に集中させた共同経営を欠く、各家の比較的ゆるやかな結合のもとに成立していた上に、後述のように、なによりも本家財政の悪化を中心とする本家の權威の低下、各分家の独立性の強化ないし各家の地位の平準化が指摘されうるであろう。この点は、それまでは本家の分家への経済的援助がたびたび行われていたのに、右の引用文にある昭和恐慌期の各家の財政難にあたっては本家が各分家を経済的に全く救済しえなかったことで明らかになったし、さらに本家主邦太郎の政界への進出も本家の地位低下、同族結合の弛緩と相互規定的に関連していたと思われる。

また同書には、「祭資会」発足の契機についても次のようにある。幕末の変革期を経て明治の中頃になると、一族では長老当主次々と他界されましたのでいわゆる世代交替の変革期を迎えることになりました。すなわち、兎では隠居の正道(77才)が明治18年、⁽²³⁾では重郎右衛門正幸(60才)が19年、また兎では久左衛門正邦(60

才)が21年と相継いで亡くなりました。そこで同姓では若い世代が立ち上りやって行かねばならなくなった訳ですが、ここで祖先の残された生業に一層勉励し、一致協力して時代の進運にも遅れをとらぬようにその責任を果たして行きたいと云う一族の願いから生れたものが第一に同姓会であり、第二に祭資会でありました。いづれも明治23年の開設です……⁽²³⁾

このように地方都市にも資本主義化の波が押し寄せ、かつ小山家同族団において世代交代期にあったこの時期に、同族が結束して事業経営に当たろうとしたことが、同族結合の緊密化、「祭資会」発足の契機となっていた。そして普通ならば「祭祀会」とすべきところを「祭資会」としたところに、祖先祭祀と相互扶助のための資金積立を行うという目的がよく表れている。

さて、祖先を祀るという時の祖先とは、この場合一体誰のことなのであろうか。現在では「小山家の代々の祖先」という意識しか生きておらず、没人格的な数多くの祖先であって、これは同族団の親睦的な同姓集団化と対応しているようである。しかしかつてはやや事情を異にしていたと思われる。つまり「祭資会」の開催日が二月一日ということは何を意味したのか。同族団による家憲の朗読会は、同族の祖先の命日に行う事例が知られている。たとえば地方財閥の一つに数えられる片倉家の同族会では、同族共通の祖先で、分家によって家を創設した初代嘉右衛門の命日五月二日に家憲朗読会を開会することが家憲で規定されている。⁽²⁴⁾そこで二月一日が命日である人物を調べると、半太夫正直(弘化四年没)

がそれであった。彼は伴平家を除く同族の共通の祖先であり、一八九〇年時点では伴平家はまた「祭資会」・「同姓会」に参加していなかった。伴平家は、小山清三郎家が一八九四年破産し廃家となったが（清三郎は翌八五年没）、同年清三郎の次男⁽²⁶⁾伴平が本家より再分家の形で土地建物を分与され、小諸近郊にある御牧原の開墾に携わり、一九〇四年より「祭資会」に出席し、翌一九〇五年から「祭資積立金」の積立を開始したのである。⁽²⁶⁾したがって、少なくとも「祭資会」発足時には祖先祭祀の際、半太夫正直に重点が置かれていたようである。ただし、荒町への移住、醸造業の開始の由来などがはっきりしており、また後に伴平家も加わるわけだから、祖先祭祀の対象は半太夫正直に限定されず、さらに先の「代々の祖先」も当然意識されていたであろう。他方、半太夫正直以後の物語者については判然としないが、「祭資会」創始当初は、すぐ後に述べるように祖先祭祀は仏式で行われていたが、本家から分かれた部分の位牌はないから、彼らの祭祀は行われなかったであろう。その場合分家では、現在行われているように本家から分かれた部分からの祖先の祭祀が別に行われていたと推定される。とすれば祖先祭祀は二重には行われていない。

次に、家憲第九条第一項でも規定されている「祭資会」の際の「祖先祭典」がいかなる内容をもっていたかであるが、これについても断片的な記録しかない。まず先に記した一九一四年における「祭資会」の際の分家式は神式で行われているようである。しかし一八九二年の「祭資会」には「和尚、一人」がおり、この時はおそらく仏壇の前で行われてい

たのではないかと推定される。また一八九四年の「祭資会」では、「午後一時」から始められたが「海応院へ」という記述があるから、本家の前にある菩提寺海応院の共同墓地へ参拝したようである。翌九五年も「祭資会」には「海応院方丈」⁽²⁷⁾が同席している。また一九〇〇年の「祭資会」でも「午後一時集合」し、前年の事業成績報告および「祭資積立金」の議事を行った後、「午後五時海応院入来儀事ヲナシ一同宴会ヲ開ク」となっているから、「祭資会」創始以来このころまでは「祖先祭典」は仏式で、仏壇の前で行われたようである。⁽²⁸⁾

ところが、一九〇八年の「祭資会」では、例によって午後一時に参集し「祭資金決算ヲ了」した後、「午後四時祭事ヲ挙ゲ神官牧野成功祭文ヲ奉読シ一同礼拝午後六時宴会」と記録されている。また一九一一年の「祭資会」にも、「午前十時神前ニ集ヒ各前年決算調査ヲ了シ」とある。さらに大正期に入って一九一三年は「午後二時祭事ヲ行ヒ、神官ハ例ノ如ク牧野成功ナリ」と神式で祖先祭祀を行っているが、この時は午後四時から始めた宴会には「海応院方丈」を「来賓」として招いている。その後は一九一七年に神式で行っているのが判明するのみで、以後祖先祭祀に関しては断片的な記述さえもなくなってゆく。

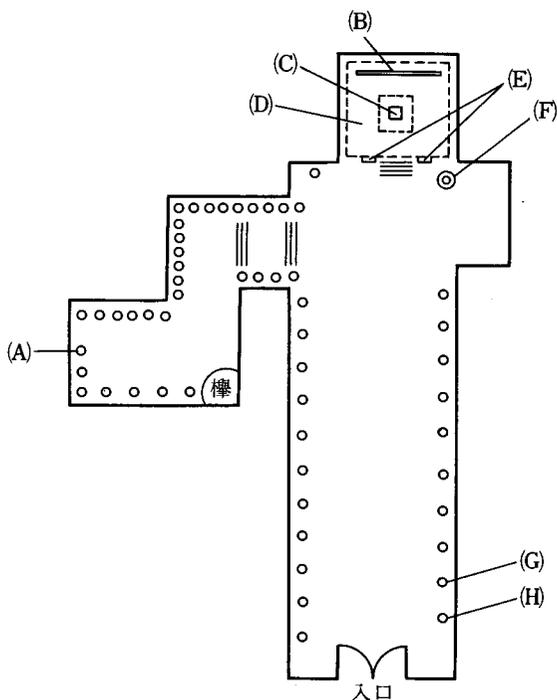
以上のような記録から一九〇〇年代に「祭資会」における祖先祭祀の実施方式が仏式から神式へと変化したことが判明する。こうした方式の変更がなぜ行われたか具体的には明らかではないが、この時期、小山家はさかんに神道に傾いてゆく。まず一九〇二年から一族で経営を始めた桃園への稻荷神社の建立（一九〇五年）、開墾地の御牧原へ太神社遙拝

所の建立(一九〇六年)が一族会で決められ、そして一九〇七年には本家に屋敷神が設置されたのである。⁽²⁹⁾ こうした背景のもとに、「祭資会」における祖先祭祀の方式が変更されていったわけである。

(三) 共同墓地

次に小山家の墓について簡単に述べておこう。小山家の墓は、荒町の通りからやや入った、本家にごく近い場所にある菩提寺海応院⁽³⁰⁾に代々同族共同墓地として存在する。現存の最古の墓は一五代久左衛門正顕のもので、共同墓地の最奥部正面に石塔が存在する。以後近世期の墓が図2の左奥部に並んでいる。

こうして大正半ばまでは家毎に石塔の墓が並べられたが、墓地狭隘のため、一九一八年三代久左衛門正友が没し正友の墓碑建設の時が迫ったのを契機に、納骨堂建立・墓地整理が翌一九一九年の祭資会で決定され、同年、半地下の納骨堂の上に「小山家累代之墓」と彫った大きな石塔を設置した形の共同墓(納骨堂)が共同墓地入り口正面の場所に建設された。⁽³¹⁾ この納骨堂の脇には、一九一〇年の設置にかかる「祭資会二十年記念」なる高さ約三メートルの大きな常夜燈があり、納骨堂建設以前からここが共同墓地内の中心であったことがわかる。そして現在では久左衛門正友以前の本家の墓は、共同墓地入り口に最も近い入り口右脇といういわば最下座に位置しているが、これはおそらく納骨堂建設以前には納骨堂設置場所にあり、納骨堂建設に際して、空き地であった現在地に移したのではないかと考えられるが、確定的なことは不明である。もしそ



- 注：○は石塔，===は階段。
 (A) 15代久左衛門正顕の墓。
 (B) 墓誌(1984年建立)。
 (C) 納骨堂上の石塔。
 (D) 納骨堂(1919年建設，1984年改修，半地下)。
 (E) 納骨堂入り口。
 (F) 祭資会二十年記念常夜燈。
 (G) 21代久左衛門正道の墓。
 (H) 22代久左衛門正邦の墓。

図2 小山家の共同墓地(1989年現在)

うだとすれば、やはり納骨堂建設までのその墓の位置は本家の權威を示したものといえよう。

(四) 「同姓会」

「同姓会」は家憲にも同族日並会として規定されているが、原則として月一回各家輪番制で開会するものであった。やはり前掲『俱会一処墓誌建立・納骨堂改修の記録』のこれについての説明を掲げれば、以下のようにある。

従来もことにつけて相談したり、お互いの状況連絡や商売の情報
の交換・研究などをしながら親睦をつづけてきた一族の仲でしたが、
これを一層緊密にする為に義務として月一度つつの例会を各家持ち
廻りで開き、しかも婦人同姓会を並行して行うことになりました。

……

同姓会への入会式は、年一度の祭資会の際に、**兎**の屋敷神様の前で、新たに分家した戸主の誓いとそれに対する歓迎の祝辞がのべられる形で厳粛に行われ、店主（戸主）が没した時その店の後継者も改めてこの儀式により入会する習わしで、その都度羽織袴の正装で記念写真なども撮られて居ります。

昭和4年以來は祭資会が行われなくなり、分店して新たに入会する人も無くなりました。従ってそれから現在までメンバーの移動は無く、その店の後継者は関係者の紹介挨拶により自動的に同姓会の例会に加入することになりました。

同姓会月例会の日誌は開設以來現在まで94年の間綿々と記帳されて、これには出席者は毎回その都度署名をし、長年月をへた現在では一族の歩みやその時の時勢を知る貴重な資料となっております。⁽³²⁾
まさにこの「同姓会」日誌である『一族会日誌』『和合会日誌』は同族団のありかたをさぐる貴重な記録となっている。ただしこれは実際には月一回ずつ必ず開かれているというわけではないし、指摘されている「婦人同姓会」は家憲でも規定があるが、これはかなり稀にしか開会の記録がない。しかし「同姓会」は現在までほぼ一貫して、きわめて頻繁に開会されているのである。

(五) 「祭資積立金」

さて、「祭資会」の際に発表された各家の資産と純益から抽出された「祭資積立金」の動向を検討しよう。まず表1が各家の資産の動向である。久左衛門家は「奥」の資産である「遺産積立金」・「実益積立金」⁽³³⁾があり、「店」の資産も法人化されてまもなく計上されるようになった。

「米治郎」家は後述のように事業内容等について一族会と対立し、一八九五年頃一族会から排除された。表1の右半分の家はそれぞれの時期に分家等によって一族会に入会したものである。一九二〇年代に資産が計上されなくなる家が続出しているのは、二〇年恐慌以降、各家の営業不振のため、積立金拠出が不可能になったためである。

さて同表の右端の総計をみると、初年度の一八九〇年は三万四千円余りであったが、以降はほぼ順調に増加してゆき、一九〇二年頃には一〇万

表1 小山同族各家の資産

(単位 円)

年次	久左衛門 遺産 実益 計	允商店	重右衛門	甚三郎	忠五郎	米治郎	清右衛門	五郎	徳三郎	伴平	八五郎	房全	末次郎	三平	総計
1890		14,645		8,632	8,494	2,053	517								34,341
91		18,481		8,919	10,000	2,032	570								40,004
92	19,670	5,769	25,439	9,475	10,731	1,986	502	2,112							50,248
93	18,287	6,331	24,619	10,198	11,781	2,148	1,430	3,918							54,096
94	19,578	6,662	26,241	10,816	12,861	2,257		4,370							56,546
95	22,617	4,951	27,568	10,972	14,991	2,781		5,182							61,497
96	14,091	2,889	16,981	10,570	16,804	3,198	<u>重三郎</u>	2,485							50,039
97	19,820	4,425	24,246	10,545	17,343	3,202	2,715	3,068							61,122
98	22,690	5,738	28,428	11,192	14,778	3,340	3,243	3,318							64,303
99	36,868	10,067	46,935	11,344	17,993	3,555	4,780	4,900	3,951						93,460
1900	38,233	10,067	48,300	12,947	18,035	4,251	3,961	5,066	1,447						94,010
01	39,379	11,205	50,584	13,010	18,819	4,486	2,124	5,896	534						95,455
02	38,389	12,366	50,756	14,912	19,779	4,268	1,224	6,849	1,478	1,400					(100,669)
03	38,051	13,331	51,382	2,723	14,997	21,226	6,352	2,331	8,822	5,082	2,713				115,631
04	35,870	14,562	50,432	3,200	22,332	6,660	2,123	10,381	7,258	2,245	640				(105,274)
05	27,043	14,295	41,339	7,200	2,967	22,328	7,824	2,128	12,085	10,365	3,042	793	5,478		115,553
06	23,060	14,979	38,039	8,000	4,221	23,130	8,193	2,101	15,669	9,153	3,772	909	5,592		118,784
07	23,549	18,722	42,272	9,000	7,476	24,198	8,792	2,027	17,169	8,347	5,267	1,252	6,880	2,415	135,100
08	23,494	23,557	47,052	3,964	8,735	24,508	7,717	1,524	16,946	6,278	6,452	6,774	2,722	(132,677)
09	48,339	27,008	75,347	5,964	11,934	29,202	7,267	1,401	16,727	2,924	6,896	1,370	6,658	2,763	171,532
1910	49,924	27,500	77,424	9,464	9,819	30,917	7,877	635	11,858	4,375	8,150	1,561	5,794	(171,186)
11	50,377	28,154	78,532	12,964	12,404	32,903	7,999	550	12,437	3,951	9,657	1,622	5,291	(182,110)
12	51,538	27,261	78,800	14,684	28,153	5,824	550	13,243	5,372	10,527	2,022	5,051	(168,409)
13	53,180	27,920	81,100	12,165	17,487	28,405	5,822	550	9,727	5,723	11,758	1,296	6,035	(190,560)
14	52,273	24,510	76,783	14,665	19,804	31,190	734	571	10,200	6,784	12,664	1,746	6,217	(192,251)
15	53,558	33,887	77,445	16,165	21,991	33,235	2,585	592	31,329	23,725	13,351	1,400	6,217	(239,949)
16	53,292	32,792	86,085	18,665	22,257	30,845	3,229	2,332	71,837	64,928	13,081	1,506	6,417	(338,258)
17	54,013	30,348	84,361	20,665	19,098	37,662	8,758	5,754	28,850	55,970	18,475	1,757	6,781	17,930	323,420
18	88,166	17,100	105,266	21,384	52,702	11,520	9,116	54,188	55,615	24,371	2,100	7,217	17,930	6,591	380,646
19	87,818	40,154	127,972	42,460	54,155	△32,352	14,100	188,022	96,222	35,057	2,625	8,540	30,076	8,285	634,690
1920	76,833	42,269	119,102	38,630	51,605	8,524	10,392	123,171	91,976	24,373	2,360	11,524	40,827	9,018	557,568
21	80,500	48,575	129,075	37,450	35,901	6,875	13,569	166,291	90,124	26,151	2,510	11,524	50,827	9,896	606,161
22	84,122	51,227	135,349	34,968	15,047		17,710	166,291	87,869	22,717	2,220	5,466	37,227	10,935	561,493
23	86,998	51,227	138,225	36,618	35,411		24,414	21,371	86,676	14,820	2,000			11,950	399,566
24	81,163	64,053	145,216	39,383	37,499		28,155		87,326	17,720	2,000			14,824	408,002
25	81,163	57,356	138,519	40,520	36,425		31,100		82,436	13,740	2,000			15,258	391,110
26	79,821	53,077	132,898	28,762	51,650		32,186		45,331	9,183	2,000			15,258	343,718
27	78,368	30,980	109,348	23,537	28,036		32,280		33,780	7,783	2,000			15,258	316,548
28	78,368		78,368	12,500	10,383		33,921		33,521	6,561	1,000			15,258	256,350

(出典) 小山家『祭資金台帳』(明治貳拾三年、大正十四年)。

(注) (1) 各年末の資産額を翌年2月1日の祭資会で確認した金額。ただし、祭資会積立金差引後、すなわち資料上という「確定財産」。

(2) 1927年の「総計」には、八郎22,451円・二郎23,246円を、28年の「総計」には、八郎22,650円・二郎23,518円を含む。

(3) 17・18年の「総計」は、計算上と若干くいちがうが、そのままにした。

表2 小山家祭資会積立金

(単位 円)

年次	久左衛門	允商店	重右衛門	甚三郎	忠五郎	米治郎	清右衛門	五郎	徳三郎	伴平	八五郎	房全	末次郎	三平	計	累計
1890	50		30	20	10	5									115	115
91	—		12	—	—	—									12	136
92	38		10	30	—	1									80	227
93	153		11	10	—	—	17								192	438
94	90		14	21	3	18	14								161	621
95	33		12	21	2	—	9								78	667
96	79		23	37	8	重三郎	16								164	885
97	—		—	36	8	—	—								44	1,010
98	98		24	10	4	6	12								156	1,248
99	101		19	—	—	10	10								141	1,489
1900	357		17	12	4	30	32	35							490	2,099
01	27		32	0	13	—	—	—							74	2,343
02	54		—	16	4	—	17	—							91	2,620
03	84	15	38	19	—	—	30	—	4						191	2,991
04	62	15	41	28	5	—	—	25	4						181	3,412
05	94	14	—	22	4	—	29	32	—	12					207	3,894
06	—	120	27	75	—	—	63	96	23	4	14				425	4,631
07	21	24	36	25	11	—	103	—	26	3	3				254	5,256
08	151	30	97	38	18	—	48	—	44	10	35	—			473	6,151
09	149	—	9	9	—	—	—	—	35	—	—	—			203	6,827
1910	71	60	95	1	0	—	36	—	13	6	—	—	12		296	7,670
11	76	105	—	94	10	—	90	42	37	5	—	—	8		461	8,395
12	41	105	77	47	4	—	—	—	45	2	—	—	15		338	9,331
13	35	—	68	35	—	—	35	44	26	12	—	—	11		268	10,346
14	73	—	84	—	—	—	—	10	36	—	30	—	13	—	249	11,423
15	56	75	69	—	—	—	—	32	27	13	4	—	10	3	292	12,621
16	92	—	65	61	40	—	336	235	20	—	—	—	9	21	882	14,513
17	567	75	7	106	33	54	704	1,002	—	3	6	—	5	154	2,718	18,353
18	105	120	—	286	135	106	—	—	159	6	10	—	14	—	944	20,583
19	250	—	128	255	67	100	—	—	170	10	13	—	21	54	1,072	23,024
1920	1,551	—	632	221	—	150	3,500	1,255	320	15	38	364	52	453	8,553	32,414
21	135	—	—	—	—	—	—	120	—	—	89	322	22	—	690	34,107
22	319	—	—	—	—	95	600	—	53	4	—	300	27	—	1,398	37,590
23	353	—	—	—	—	120	—	—	—	—	—	—	32	—	505	41,217
24	281	—	49	16	—	200	15	43	—	—	—	—	31	72	707	44,875
25	330	—	83	75	—	112	—	80	57	—	—	—	45	233	1,015	48,550
26	120	—	34	—	—	97	—	—	—	—	—	—	13	—	264	52,181
27	—	—	—	75	—	23	—	—	—	—	—	—	18	—	116	55,921
28	90	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	154	60,196
29	60	—	—	—	—	50	—	60	—	—	—	—	—	—	186	64,527

(出典) 小山家『祭資金台帳』(明治貳拾三年、大正十四年)。

(注) (1) 1929年の「計」には、八郎7円、二郎9円を含む。

(2) 各年2月1日に決定された金額。

円を越え、さらに第一次大戦の好況期に急増して一九一九年には六三万円にも達し、一族総資産のピークをなした。しかし二〇年代、とくに二三年より急減し二八年には二五万円にまで減少した。

各家毎の資産額をみると、やはり本家が抜きん出た額を示しており、次いで甚三郎家・重右衛門家・清右衛門家、さらに一九〇〇年頃に分家した五郎家などが重きをなしている。とくに清右衛門家は後述のように製糸業も独自に経営しており、そのため大戦期頃の製糸業の好況期に資産が一〇倍以上も急増している。もっともその後まもなく生糸価格暴落のために経営破綻を来してしまったのであるが。

以上のような資産のもとで、表2に示したような「祭資積立金」が蓄積された。各家の抛出現況をみると全体として純益を上げ得ずに積立金を支出しえない年がかなり多い。しかしその中でやはり久左衛門家は比較的安定的に純益を上げており、抛出金も多い。こうした経済的力が本家の同族団内における権威を支えていたといえよう。ただし本家といえども積立金を支出しえない年もあり、また第一次大戦期になると五郎家や清右衛門家などは本家よりはるかに多額の積立金を抛出しており、事業利益、そして積立金抛出にあつて本家が必ずしも絶対的な地位にあつたわけではない。本家に次いでやはり甚三郎家・重右衛門家・清右衛門家などが積立金の蓄積に大きく貢献している。また第一次大戦末期の各家の高収益を反映して二〇年の積立額は八五五三円にも上っており、こうして初年度一一五円で出発した「祭資積立金」は以後徐々に増加し、一九二九年には六万四千円に達していた。

この積立金の具体的な運用・使途については後述のように同族の経営破綻等における相互扶助的なものももちろん存在したし、また祖先祭祀関係ではやはり一族の共同墓地建設の費用が比較的大きかったようである。すなわち一九一一年には共同墓地の石材石工料三五〇円をこれから支出していたし、一九一九年の墓地納骨堂建設費四五二〇円の三分の一をこの積立金から出していた。⁽³⁴⁾

四 各商家経営の展開と同族団

本章では、各商家経営と同族団（一族会）との関係を中心に検討する。まず小山同族は、各家の商店規則である「小山同姓会規則」を一九〇二年四月に改正しており、それ以前から各商店共通の規則によって商業活動を統制していたとみられる。この改正規約は一章五九条からなるもので、章名のみ掲げると、総則・営業方針・商店監督法・店員見習養成法・教育方針・礼則・奨励法・衛生・慰労休憩ノ事・火之元患者取締法・罰則、である。そして商店の財務処理の方法から店員の構成、店員の待遇等が細かく規定されている。また一九〇二年五月には、「同姓会」で各商店合同の茶話会を年二回各店輪番制で開くことにしており、各家の店員を全体として統合し、帰属意識を高めさせることを図っている。⁽³⁵⁾ さらに各家商店の取扱商品は、「祭資会」・「同姓会」で審議し決定していたようである。たとえば、一八九三年の『一族会日誌』には「兎建議 汽車開通ノ後〔同年四月、信越線碓氷峠開通〕 兎ニテ薩摩芋卸売専

表5 小山邦太郎家奥帳場勘定 (単位 円)

項 目	1916年	1920年	1921年	1924年	1926年
資 産					
土地	23,571	12,583	7,379	25,078	2,613
家屋	13,918	18,270	18,270	18,270	18,670
貸付金	26,584	40,136	44,457	36,402	37,155
酢久商店	15,100	—	10,037	47,613	53,118
純水館	30,871	73,098	38,787	9,541	—
株式・出資金	63,594	200,000	236,728	345,641	431,040
負 債					
実益積立金	28,837	42,269	46,265	64,053	53,077
遺産積立金	46,881	76,833	76,670	76,652	79,821
積立金	7,574	75,172	75,172	80,676	58,753
預り金	65,551	117,733	148,612	134,607	148,051
借入金	1,064	134	1,240	33,000	108,600
酢久商店	—	41,629	—	—	—
当期純益	25,035	△ 2,085	10,133	10,415	△ 1,175
計	175,573	356,864	360,689	427,662	547,815

(出典) 1917年：同家『日記簿』, 20・21年：同家『金銭出納簿』, 24・26年：同家『仕訳日記帳』。

(注) 前表注(1)・(2)と同じ。

本家の分家庇護、経済的援助という意味が大きい。また本家を中心とした同族の製糸経営が法人化（合名会社第一純水館、一九〇三年）された後も、横浜生糸売込問屋の渋沢商店から資金借入を行い（表4の「約束手形借」の一部）、同時に製糸経営に貸出もしている（表4の「純水館貸」）。たとえば一九〇七年末および〇八年末には渋沢商店から一万円を約束手形で借りていたが、同時に「純水館」にそれぞれ五千円余りの貸金残高

が存在した⁽³⁷⁾。このように久左衛門家は同族各家や同族出資にかかる製糸経営の一種の金融のセンターになっており、また各家への援助は「祭資積立金」のみで行われたのではなく、やはり自家自身の役割でもあった。つまりこの同族団も本家中心主義がはつきりしており、各家は経済的にも決してフラットではなかった。このような状態はいつまで続いたのであろうか。一九一七・一八年の允奥帳場「元帳」によると小山八五郎や小山忠五郎に時折数千円単位の現金を貸し付けている。八五郎家・忠五郎家ともすぐ後にみるように一九二〇年前後に経営破綻が表面化して、その善後策を「同姓会」・「祭資会」で協議していたから、同族の協議となる前に本家が分家の経営悪化に対して資金援助を試みていたのであろう。さらに一九二五年にいたっても、允奥帳場「元帳」によれば、個人製糸経営が破綻した小山清右衛門家（後述）に二回にわたって一万四二〇〇円を貸し付けていた。このように分家扶養という本家の役割は、大正末期までなお自覚され、また期待されて、現に行われもし、本家の同族団内における中心としての位置はなんとか保ち続けていた。そして表5にみられるように同家の財政状態は二〇年代半ばまではそれほど悪化してはいなかった。しかしその後同家の財政はかなり急速に悪化するようである。それは不況とそれに続く恐慌による純水館及び商店経営の悪化、また八郎・二郎の分家（一九二七年）、敬三のフランス留学（一九二〇〜二八）と帰国後のアトリエ開設、震災で資産皆無となった房全家への援助、そしてさらに本家当主の政界進出も一つの契機となっていた。

最後の点についていえば、一九一八年に相続して本家当主となった邦

太郎は大正後期以降、同族の反対を押し切つて政界に進出した。まず一九一九年の長野県議會議員選挙立候補の要請を地元青年団等から受けた。しかしこの時は「同姓会」で協議の上、断つた。すなわち『一族会日誌』によれば、「右候補者トシテ小山邦太郎氏ヲ推薦セントスル有志中青年団ハ今朝新聞紙上ニ発表セルヲ以テ臨時同姓会ヲ開キ本人及同姓一同ノ「辞退の」決心ヲ堅メ」たのであるが、その理由として「先代亡後一周年、家政、事業、公共、各方面ノ統理ハ此際到底県議會議員立候補者ノ如キ責任ヲ負フ事能ハズ」といい、「今期ハ断然辞退ス 以上ハ本人及同姓一同熟議ノ結果ナレバ今後如何ナル交渉ヲ受クルモ応ゼザルコト」

(以上、一九一九年九月一九日) という固い決定をした。しかし邦太郎の政治への情熱は止み難く、一九二三年にはついに県議に立候補し、当選した。この時、「県議立候補ノ場合同姓一同ノ意向ニ対シ熟議ヲ欠キタル……陳謝セリ」(二三年一〇月六日)とあるように、必ずしも一族の承認の下でなされたものではなかった。さらに二八年三月には衆議院議員に当選した。この際にも、一族は衆議院立候補反対の意見書をしたため、立候補取り止めを説得したが、結局「効果薄キヲ認メタルヲ以テ余儀無ク之ヲ容認ス」(二八年二月一日)ということとなった。そして当選によって自家の商店経営と出資取扱については二郎が監督し、純水館経営についても重役増員の措置を採った。⁽³⁸⁾ また選挙費用支出は資産の取り崩しを伴ったことはいままでもない。二九年二月一日の「祭資会」では「兪本宅主人前年、来政治機関ニ参与ノ結果ト、数年来ノ不況ト、依リ決算面ニ対シ多少善後策ヲ講スルノ状況ニアリト為シ一部間接ニアル有価

証券ノ売却処分ニ依リ貸借ノ上ニ縮少ヲ図リ以テ局面展開ノ拳ニ出ズルヲ可トシ一同ニ発表協賛ヲ求メラ」れた。こうして一九二〇年代末に本家の経済的優越性、そして本家の権威は急速にかつ大きく崩れていったのである。

さらに「祭資会」についても、本家戸主の政治活動のための不在が開會延期の直接の契機となっていた。すなわち三一年の『一族会日誌』には「来ル二月一日ノ祭資会ハ昨年ハ兪主人衆議院議員立候補ノタメ其儘トナリ本年ハ議會開會中ノタメ延期シテ来ル四月一日ニ行フ事ニ決ス」(一月一八日)、「祭資会ハ兪主人多忙ナリシタメ五月初旬開催ノ」(四月二七日)などと記録されているのである。こうして以降、「祭資会」は開かれることなく、本家は祖先祭祀の主宰権をも自ら放棄してゆき、祖先祭祀を軸とした同族結合は大きく解体してゆくことになったのである。

(二) 七四郎家

七四郎は、甚右衛門の四男である。彼は、一九〇二年三〇歳の時、県内東筑摩郡明科停車場付近に資本金一千元をもって雑貨商店を開業し、分家した。七四郎が、小諸ではなく遠隔地に店を開いたのは、本人の強い希望があり、たとえ失敗しても再び甚右衛門家に援助を要請しないという条件で、これに消極的な一族会はやむなく承認した。⁽³⁹⁾

ところが、「明科小山七四郎開店以来段々失敗ヲ重ネ……此ノ儘ニテハ到底立行カザルニ付キ」、一九〇五年甚右衛門は、自分の保証の上

で一千円の無尽を一族会に請求した。この結果、「全人ニ於テ在来ノ不始末ヲ悔悟シ凡テノ点ニ於テ大改革ヲ為シ本店へ契約書差入」の上、七四郎ほか同族八名で「明科頼母会」なる無尽をつくつた。⁽⁴⁰⁾

しかし結局、翌一九〇六年三月四日、甚右衛門より破産報告がなされ、早速、弟八五郎などが現地に派遣され、負債等の示談を行ったもよう、同月一二日明科の店は閉じられた。この場合は、右記のように「是迄盡スベキ事ハ充分ニ盡シタル今日ナレバ縦令如何様ニ陥入ルモ關係セザル意見ニ付キ……同姓一同モ其心得アリタシ」ということになり、再び店を開くことはなく、「祭資会」にも参加していない。おそらく甚右衛門家に戻り家業に従事したものと思われる。

(三) 八五郎家

八五郎は前述のように、一九〇九年に旅順に渡り、大豆粕製造・味噌醬油醸造を開始した。これはやはり「満州」で大豆粕製造を志す小諸町の吉沢代五郎なる人物より共同事業経営の勧誘を受けたものであり、本家当主の久左衛門は当初難色を示したが、年々の「祭資会」に出席・報告し、「同姓会ノ規則」を遵守するという条件の下で一族会で承認された。また八五郎は「事業上資金モ要スベキモ其多少ヲ不問兄〔久左衛門―引用者〕ノ撰ブ処ニ任ストノ事」というから、事業資金は本家からかなり支出されたものと思われる。こうして八五郎は「旅順醬油会社」を設立して事業経営を行う一方、純水館の中国での購辦の担当者ともなつた。⁽⁴³⁾ 一九一五年頃、旅順醬油「会社」現況ハ三千石ニ幾ク満州一帯之軍

隊鉄道院用ノ需メニ応セリ天津青島モ亦然リ」とされている。⁽⁴⁴⁾

しかし同じ一九一五年には「旅順醬油会社」の共同経営者たる吉沢代五郎は退社し、以後八五郎の単独経営となったようであるが、表1・2からも判明するように、大戦末期まで経営は停滞気味であった。そして結局一九二三年に帰国したのであるが、この事情については『一族会日誌』には次のように記されている。「會員八五郎氏事業上ニ於ル失敗前後策ニ関シ……其経営上ニ毎回祭資会参加ノ際諒解ヲ得ツ、進行セシモ画策其宜シキヲ得ザリシ為取支意外ノ欠損ヲ生ジ同姓會員ニ対スル以外他ニ多額ノ貸越シヲ生ズルニ至リタル」、あるいは「大正八九年ノ好況ニ乗ジ積極的方針ヲ取りタル為メ其緊縮スベキ時機ヲ失シ不測ノ損失ヲ招キ」と。そして負債整理について、次のように決定した。まず本人所有の山林を処分して五千元、このうち二六三〇円を六十三銀行と小諸銀行、小山徳三郎(千円分)に支払い、残り二三七〇円を他の同族関係借用金一万四七九六円に按分して返却する。ちなみに八五郎のものとの負債額は以下のとおりである。小諸銀行三〇〇〇円(及び利子二〇〇円)、六十三銀行二七〇〇円(及び利子二〇〇円)、同邦太郎七五四七円、同甚三郎五八三円、同重右衛門一一六六円、同清右衛門一一六六円、同徳三郎一七四九円、同五郎五八三円、一族会(祭資積立金)三〇〇〇円、計二万一八九六円。これをみてもやはり本家からの借入金がもつとも大きいことが判明する。そして未返済の内、三割は向一〇年無利子年賦で返済し、残り七割は「本人将来ノ基礎ノ確立ニ援助ノ好意」ということで抹消した。そして八五郎は以後東信社に勤務し、忠五郎金物店に居住

するなどという、家族の今後の生計計画も一族会で詳細に決定された。⁽⁴⁶⁾

(四) 忠五郎家

忠五郎家も、一九一〇年代末頃から山林問題等により「財状欠陥ヲ生ジ」、二二年四月には負債「五万余円」を抱えていた。このための再建築も同年同月の「同姓会」における協議によって、まず金物商店を一族の出資にかかる会社組織とすること、忠五郎家の家財等をこの新会社に売却すること、忠五郎は「小山工業」なる会社で自転車等の販売に従事すること、等が決められた。⁽⁴⁷⁾ また同年十一月には「同姓会」で、金物商店を株式会社組織とすること、同族各家による出資の半額を「祭資積立金」より各自名義で借用すること、等を決定している。⁽⁴⁸⁾ さらに忠五郎は成績回復まで当分「祭資会」参加を遠慮することとされた。⁽⁴⁹⁾

(五) 清右衛門家

同家は茶商店経営とともに、独自に製糸工場を経営していた。これは一九一〇年に上田銀行の所有していた(抵当流れとなったものであろう)上田町の信陽館を七二〇〇円で購入し、信精館と命名したものである。⁽⁵¹⁾ しかしこれは一九一六年に火災焼失し、同年屋代の「旧掛川製糸場」に移転した。⁽⁵²⁾ その後大戦期にはかなりの利益を上げたようであるが、やはりこれも二〇年代初頭に経営危機に陥った。また茶商店経営も停滞気味であったようである。二三年には信精館に一〇万円の欠損が存在することが判明し、また二四年八月末の茶商店のバランス・シートによれば

表 6 合資会社酢清商店の貸借対照表(1924年 8 月末現在)

(単位 円)

資 産		負 債	
営業用器具機械	2,300	資 本	金 50,000
商 品 在 高	22,657	商 店 借 金	18,110
商 店 店 貸 金	18,481	社 員 店 員 預 り 金	4,252
商 振 替 貯 金	106	積 立 金	500
小山清右衛門へ預金	947	前 期 繰 越 金	169
小 山 清 右 衛 門 へ 預 金	947		
店 舗 倉 庫 建 物 金	26,553		
現 金	0		
損 耗 金	1,984		
計	73,032	計	73,032

(出典) 「酢清商店要書」。

(表 6)、払込資本金五万円・積立金五〇〇〇円・前期繰越金一六九円に対し損金一九八四円と、決して優良とはいえない財務内容であった。こうして一族会は二二年一月にこの信精館の経営を純水館に吸収することと、茶商店を合資会社組織に改めることを決定した。⁽⁵³⁾

(六) 米治郎家

同家は前述のように、一八九〇年代に一族会から排除された。同家は長野県上田に居住していたが、一族会の反対にもかかわらず空米相場に

手をだしたことなどが問題となって、『一族会日誌』には「仲買人ノ志願ヲ断然止メサル以上ハ不止得同姓一同ハ金銭出入ヲ禁ス」(一八九五年一〇月二日)などとされ、また一九〇一年には米治郎について「同姓脱会中ノ事ニ付キ……」(四月七日)とあり、一族会を「脱会」している。したがって以後「祭資会」・「同姓会」にはもちろん出席していないが、しかし一九〇三年五月に同家の破綻の際には一族会で再度更生の道を検討しているし、その後も「同姓会」の議事には時々米治郎の名は見えており、完全に縁を絶ったわけではない。⁽⁵⁴⁾

以上、六家を例にそれぞれの商家経営と一族会との関係を考察した。そこで明らかにされた点は、第一に、各商家はそれぞれ独立の経営を営んでいたが、各家の事業内容は逐一、一族会で検討され、特に新規事業はその許可の下に行われていたこと、それゆえこうした手続きの下でなされた事業経営は、たとえ破綻を来しても本家の経済的援助が与えられるとともに、一族会のバックアップの下に「祭資積立金」等を利用した更生の道が計られ、その更生計画はまた詳細をきわめたこと、そして一族会の反対を押し切って行われた事業については一族会はかなり強硬にその家を排除した事例も存在したことであり、第二に、各家の経営への援助は単に「祭資積立金」のみによってではなく、本家によって直接になされ、やはり本家の経済的実力が一族会全体を支えていたこと、したがって本家の経済力が失われると同族結合は大きく弛緩していったことである。

五 製糸業経営と同族団

小山久左衛門正友は一八九〇年に小諸町外の大里村に一〇〇人繰の器械製糸場を創設した。初年度は二七五〇円の損金を出したが、次年度以降次第に利益を上げていった。⁽⁵⁵⁾その後、小山清右衛門・平井音次郎・掛川鉄哉・清水清重・小山丈助等と純水館の名の下に共同出荷を行い、一九〇五年には信用販売組合純水館を組織した。表7はそうした純水館総体の工場・釜数で、小山家単独の経営のみではない。

表7 純水館の釜数・工場数

年次	釜数	工場数	年次	釜数	工場数
1890	100	1	1906	523	6
91	164	3	07	606	9
92	164	3	08	720	11
93	268	4	09	796	11
94	258	4	10	809	11
95	258	4	11	983	12
96	308	5	12	983	12
97	293	4	14	852	10
98	293	4	17	1,220	9
99	357	5	21	1,180	5
1900	357	5	24	1,920	5
01	357	5	27	1,920	5
02	357	5	30	1,320	5
03	430	5	32	1,340	5
04	430	5	34	896	3
05	430	5			

(出典) 1890~1912年：純水館『事業概況報告』。
1914~34年：農商務省農務局『全国製糸工場調査』など。

さて尙『店揚帳』によると、一八九〇年度にすでに「渋沢借金」七

表8 合名会社第一純水館の出資社員
(単位 円)

出資社員	1903年	1909年
小山久左衛門	11,000	12,000
〃三平	2,000	4,500
〃清右衛門	2,000	3,000
〃重右衛門	2,500	2,500
〃甚三郎	1,000	2,000
〃房全	—	2,000
〃忠五郎	500	1,500
〃五郎	500	1,500
〃徳三郎	500	1,000
(計)	20,000	30,000

(出典) 1903年：『合名会社第一純水館定款』
『長野県史』近代史料編第5巻(三)、
1980年、499頁)、1909年：同社『第七
期營業報告書』。

九五五円と「本店借」一六二二円の記載があり、小山家の製糸経営は、
尙商店から若干借り入れるとともに、横浜生糸売込問屋の渋沢商店か
ら製糸資金を調達することによって開業したことが判明する。さらにそ
の後まもなく茂木商店からも融資を受けていた。たとえば一八九七年の
最高残高は茂木商店一万円・渋沢商店三千円・塩川銀行(小諸町)二万
円余であった。こうした金融面は諏訪製糸業の場合とあまりかわるとこ
ろはない。またこの製糸経営は一九〇三年に合名会社第一純水館として
法人化し、出資社員は表8のように久左衛門を筆頭にすべて一族のメ
ンバーであり、かつ一族会の大部分のメンバーが出資していた。しかし、
その場合でも前述のように久左衛門家が渋沢商店や小諸銀行などから資
金を借り入れてそれを「純水館」に貸していた事実もあり、さらにな
り後年であるが、一九二〇年代になると「祭資積立金」の一部も「純水
館」(おそらく第一純水館)に貸していた。一九二二〜二四年にはその

額は一万一千円〜一万五千元であった。このように純水館の製糸資金調
達はかなり複雑であるが、しかし基本的に製糸資金の調達先は渋沢商店
を中心とする横浜生糸問屋や地方銀行であり、一族の自己資金や「祭資
積立金」などによって賄うことはとうてい不可能であった。

さらに一九二四年には信用販賣組合純水館に参加していた諸経営者が合
併し、株式会社化して資本の集中を図った。すなわち株式会社純水館は、
合名会社第一純水館ほか五社の合併によって設立され、したがって同社
も小山同族のみの出資ではなく、二五年一月末における同社の株主数は
一五六名にも達していた。もっとも全株二万四〇〇〇株中、小山邦太郎
(五七二〇株)を筆頭株主として小山一族の所有する株は少なくとも一
万七三〇二株あり、経営権は完全に小山家にあった。

さてこの株式会社純水館は表9のように、設立当初より払込資本金で
固定資産を賄えないというように財務状態は芳しくなかったが、その後
もめだった利益金はほとんど上げ得なかった。『一族会日誌』にも、二
六年に各家「何レモ欠損ヲ免レザリシハ連年不況ノ波ヲ受ケテ……自
然商況沈滞裡ニ終始セルノ外会員多数ノ関係ナルモ深キ純水館成績之拳
ガラザリシニヨルモノニシテ」(二月一日)とある。そして二〇年代末
よりほぼ連年欠損を生じさせ、繰越損金も三一年以降、累増してゆき、
経営は悪化の一途を辿った。三三年にはすでに「純水館ニ関スル昭和八
年末計算ハ不充分ナカラ純水館自身之年末調達資金ヲ以テ支弁切抜ケノ
覚悟ナルモ明年春挽開始ニ対スル用意ヲ欠クヲ以テ年来継承セル書面骨
董其他不用物処分ノ上是レカ更生資金ニ充ツルノヤム可カラサル状態ニ

表9 (株)純水館の主要勘定

(千円)

年 度	公 称 資本金	払 込 資本金	積立金	支 払 手 形	其 他 の 負 債	固 定 資 産	其 他 の 資 産	前 期 繰 越 損 益	当 期 利 益 金
1924	1,200	1,200	—	1,725	287	1,498	1,524	—	△ 190
25	〃	〃	—	2,332	876	1,506	2,746	190	34
26	〃	〃	—	2,652	680	1,533	2,342	156	△ 499
27	〃	750	—	1,067	745	1,503	1,207	—	148
28	〃	〃	15	1,242	562	1,505	1,206	—	104
29	〃	〃	30	1,445	949	1,499	1,600	—	△ 133
30	〃	800	〃	782	1,849	1,501	1,693	—	△ 267
31	〃	813	〃	〃	1,807	1,450	1,518	342	△ 123
32	〃	817	〃	863	617	1,392	484	465	15
33	〃	〃	〃	838	743	1,291	624	450	△ 63
34	〃	〃	〃	781	707	〃	306	513	△ 225
35	〃	〃	〃	1,540	〃	1,287	308	739	△ 51
37	〃	〃	〃	1,411	〃	1,093	207	829	△ 127

(出典) 24～34年：同社『営業報告書』各期（東大経済学部図書館蔵）；35・37年：農林省蚕糸局『製糸会社ニ関スル調査』（各年度）。

(注)：1) 決算日は、翌年1月末。

2) 27年の「払込資本金」の減少は、いったん減資した上、増資した結果である。

アルヲ(金)ヨリ報告アリ(一二月六日)と、製糸資金調達のために本家の書画骨董を処分するという末期的状況にたち至っていたのである。

清右衛門家の製糸経営については前述したので、房全家の経営による茅ヶ崎純水館についても簡単にふれておこう。房全は久左衛門の長女喜代野の婿で、長野県丸子町の製糸家工藤善助(依田社)の次男である。さてこの養子縁組によって房全家は一九一七年に分家した。そして同年神奈川県茅ヶ崎に製糸工場(二〇四釜)を新設した。この工場はその後一九二三年までに八〇万円の利益を上げたといわれている。⁽⁵⁷⁾しかし関東大震災により大打撃を蒙った。このため一族会では二四年に五千円の特別融資を行ったが、⁽⁵⁸⁾その程度の援助ではいかんともし難く、二五年以降渋沢商店へ三五万円の債務が固定し、⁽⁵⁹⁾結局三七年に廃業した。⁽⁶⁰⁾茅ヶ崎純水館は高格糸生産を行うことで著名であり、御法川式多糸繰糸機もいち早く導入したが、こうした高格糸生産は成績回復にはつながらなかったのである。

以上、小山家の関係する製糸事業について簡単に述べた。本家を中心とした小山家単独の製糸経営は当初から横浜生糸問屋の前貸金融の下で開始された。またそれが法人化された合名会社第一純水館は同族のほとんどすべての家によって出資され、また詳細な実態はよくわからないが経営は本家久左衛門とともに清右衛門と五郎が中心となっていたといわれているように、⁽⁶¹⁾いくつかの分家の人々によってなされた。しかし他方で清右衛門家の信精館や茅ヶ崎純水館などは別組織となっており、また小山同族各家はそれぞれ商店経営をも行っていたのであって、同族が一

丸となって全力を一つの製糸経営に投入する姿勢はもとと一族会でつくられてはいなかった。製糸経営による資本蓄積が十分に進んで行かなかったのは、さまざまな理由があるが、以上のような同族資本および同族結合のありかたも重要な要因と考えることができよう。

六 おわりに

最後に若干の補足をしつつ、以上をまとめておこう。

まず小山家同族団は、取扱商品の種類等が異なる異業種混在の商家同族団であった。また商家の奉公人が独立して商店をもつこともあったが、彼らはこの同族団に属さない。奉公人分家（別家）を出すほど本家の商業発展はみられなかったようである。また各家の経営は祖先祭祀を機軸とする同族団の合議の下で展開された。しかし財産共有制は存在せず、各家の資産所有関係は独立的であった。もっとも祖先祭祀のための共有積立金（総有的資産）を蓄積し、これは同族の事業経営の一部にも運用された。またこの同族団は、必ずしも本分家の主従関係の強固な同族結合であったとはいえないようであるが、さりとて「本分家仲間型」とよばれるタイプでもなかった。本家の経済的優越性とそれに基づく分家の扶養行為、本家の祖先祭祀司祭権等はかなりはっきりしており、決してフラットな構成ではなかった。

製糸経営は一部に分家の独立経営をも含んでいたが、本家当主が創設した純水館は同族各家の出資にかかるもので（第一純水館）、経営も本

家を中心に複数の同族によって行われた。しかし分家の製糸経営は長らく別組織であったし、各家はそれぞれ独立の商店経営を有し、同族が総力をあげて一つの製糸経営に取り組むことにはなっていなかった。また同族の共有積立金は製糸経営のような多額の資金需要にはとても対応しうるものではなかった。こうした同族資本・同族結合のありかたも同家の製糸経営の急速な発展がみられなかった一つの要因として挙げられよう。

また分家を中心に事業経営はかなり浮沈が激しい。近代に入り、この地方都市にも急速な資本主義化の波が、そして景気循環の波が押し寄せ、同族はこの地方都市のみに止まらず、県内・県外そして半植民地にも進出して新しい経営を試み、ある程度成功したかと思うと失敗を繰り返した。ことに投機的性格を持たざるをえない製糸経営に手を伸ばしたから、こうした傾向は一層顕著になった。こうした意味では、小山家は近代における関東・東山蚕糸業地帯の中小資本家からなる同族団の一つの典型といえよう。そして一族会はこれを時に同族をあげて支援し、また失敗の対応に追われた。しかしいつの場合も、この同族団は以上のような本家の一定の権威のもとに成立していたから、昭和初期における不況・恐慌、そして分家への過重な援助などによって本家の経済的優位性が崩れ、また本家当主の政界進出によって同族結合の軸たる祖先祭祀のイベントまで厳密に行われなくなると、同族結合は大きく弛緩してゆき、親睦的な同姓集団へと変容していった。

しかし、同姓会はその後も小諸在住者によって連綿と続けられ、一

族会日誌」は今日も書き続けられている。現在では毎年八月一日に海庇院の共同墓地の掃除が行われ、これには遠方からの参加も多いという。そして「祭資会基金」は現在も存在し、共同墓地の掃除の際に会計報告がなされるという。また八月一三日に盆の朝の花飾りと夜の墓参り、一六日の盆送りのあとかたづけは年々「同姓」一緒におこなわれている。昭和初期以降、現在にいたるこうした祖先祭祀の変容についても興味深いものがあるが、これらについての立ち入った考察は今後の課題としておきたい。⁽⁶⁴⁾

註

- (1) 中野卓は、「維新以後も、とりわけその種の〔大都市の近世以来の〕引用者〕大きな豪商経営の同族組織が、日本の資本制の急激な発展にひとつの基盤となったのである」(同『商家同族団の研究』第二版(上)、未来社、一九七八年、一二四頁)という。
- (2) なお、本稿は拙稿「商家同族団と祖先祭祀・事業経営」(横浜近代史研究会編『横浜近代経済史研究』一九八九年、所収)を、その後の調査によって大幅に加筆・補正したものである。もっともなお不十分な点が多く、さらに批判をえて改めてゆきたい。
- (3) 小山家関係の資料は、横浜開港資料館所蔵の「小山正邦家所蔵文書」(マイクロフィルム版)を利用したほか、小山正邦家所蔵にかかる小山一族会『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』(一九八四年)、『小山一族家憲』、『小山同姓会規則』なども利用した。
- (4) 同書、岩波文庫版、七五頁。
- (5) 奉公人に暖簾分けは行いが(奉公人は県内・県外の出身地に帰り、小山家で取り扱いを経験した商品の販売を中心とする商店を出し、「酢屋」を用いた屋号を名乗った)、「別家」として同族団の構成員となることはなかった。

- (6) 〇両、同三年金四〇〇両、同四年金二〇両、嘉永二年杓六〇俵、安政三年杓一〇〇俵、同五年金四五〇両などである。
- (7) この御牧原開墾地の経営は、小作人を入植せしめ、また後述のように一八九四年以降伴平家に監督を委ねるが、その後の発展については、次のように説明されている。「明治二十七年分家小山伴平ヲシテ監督セシメ益々開墾ノ地盤ヲ広メ溜池数個ヲ築キ植林ヲナシ田畑ヲ開拓ス亦桑園ヲ設ケ養蚕ノ業ヲ督励ス」と。そして一九〇九年までに投下した資金は二万三三五六円におよび、一九一五年現在開墾・植林などの成功地は、田一町・畑二町三反・山林四五町・溜池五町五反で、作小屋戸数二二戸・住居者一〇余人であった。以上、小山久左衛門が一九〇九年小諸町長に提出した書類および、小山久左衛門「最近事業情況経歴」(大正四年七月)による。
- (8) 他家へ嫁いだ女子および夭折子を省いた。なお昭和初期以降の分家等も省略した。また伴平家の家系ははっきりしないので、前掲拙稿と異なって小山登『温古』のとおりにおいた。またこの系列は清三郎の兄弟など判明する部分もあるが、省略した。
- (9) ちなみに、後述のように房全は長野県丸子町の有力製糸家工藤善助家から一九〇七年婿養子として小山家に入ったのであり、製糸経営のノウハウを持った娘婿を最初から製糸経営へ動員することを意図していたものと考えられる。
- (10) 以下、各商家の製造・取扱商品等は、主に永井與三郎編『小諸繁昌記』(一九〇五年)による。
- (11) 一九〇九年に小山久左衛門が小諸町長に提出した書類による。
- (12) 一八九五年における酢久商店取扱の移入・移出先と量を調査したものとされる資料(小山久左衛門「小諸町廿八年中輸出入調」明治二十九年五月、小諸町役場宛)によると、(1) 畳表の主要移入先は、東京市・大阪市・静岡県気賀・広島県尾道で、移出先は県内松本・上田・上諏訪・北佐久近在、(2) 大豆の移入先は、岩手県一関、(3) 小麦の移入先は、宮城県若柳、(4) 塩の移入先は、東京市、(5) 鯉節の移入先は、東京市・大阪市、(6) 茶の移入先は、埼玉県中新井・新潟県柏崎、(7) 醤油・鯉節・茶の移出先は上田・北佐久近在、といった具合で、小諸そして酢久商店は、東京・大阪など遠隔地から商品を仕入れ、そのままあるいは醸造後、県内各地に販売する要所となっている。

- (12) 小山家『明治三拾参年度奥会計決算書』。
- (13) 前掲『小諸繁昌記』一六頁。
- (14) 小山久左衛門『明治三拾年度貸金商業決算帳』(明治三十一年一月調)。
- (15) 前掲『小諸繁昌記』一八〜一九頁。
- (16) 同右、一九頁。
- (17) 同右、二二頁。
- (18) 同書、二頁。
- (19) 同右、ここでいう清右衛門家は一九代久左衛門の弟頼兵衛家の系列であるが、甚之丞については不明。
- (20) 小山同姓会『和合会日誌』(明治貳拾四年)。
- (21) 小山同姓会『和合会日誌』(明治参拾六年)。
- (22) 同書、三頁。
- (23) 同書、二頁。
- (24) 拙稿『兩大戰間期の片倉財閥』(東京大学『社会科学学術研究』三八卷五号、一九八七年)八頁。
- (25) 清三郎の長男については不詳。
- (26) 前掲『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』二頁、小山同姓会『和合会日誌』(明治貳拾四年)による。
- (27) 「方丈」とは寺の住職のこと。
- (28) ここで、現在の本家の仏壇について簡単に述べておこう。仏壇は、二三代久左衛門正友の位牌を中心に数多くの位牌が並べられているが、それには通常見られる個人の金箔塗などの位牌と、戒名が書かれた薄い板の位牌一〇枚前後を一纏めにして納めたくり位牌がある。個人の位牌は、二三代久左衛門正友の代以降の位牌で、それ以前はくり位牌に納められているようである。分家の位牌はむろんない。くり位牌に納められている最古のものとしては延宝期のおそらく一五代久左衛門正頭と思われる位牌である(庶民の石塔墓・位牌が形成されるようになるのは元禄頃からとされているから、小山家の場合も一般的な傾向とはほぼ一致する)。
- また同家では以前は「位牌分け」は行われていなかったが、最近では、同家でも親が死亡した時、子供の数だけ位牌を作り、それぞれの子供の家に配るといふ(なお長野県佐久地方は、こうした「位牌分け」が広く行われている地域の一つである。位牌祭祀についても多くの研究があるが、とり

あえず、上野和男「日本の位牌祭祀と家族」(『国立歴史民俗博物館研究報告』六集、一九八五年)を参照)。

- (29) 以上、小山同姓会『和合会日誌』(明治貳拾四年、明治参拾六年)によらる。この「屋敷神様」は、本家の屋敷の一隅に土台・祠ともに石造りで設けられてある。石に刻まれた文字は消えかかって判然としないが、一九〇七年の本家屋敷修築工事の際に設置されたようで、小山同姓会『和合会日誌』(明治参拾六年)に「……祖先累代ノ祇トス因テ明后五日後二時鎮座式執行仕度 一族ノ主人出席相成度候」(一九〇七年三月三日)とある(現在も「屋敷神様」は二三代久左衛門正友の時代につくられたと伝えられている)。「祝殿」といった神名は現在に伝わっておらず、小山家ではただ「屋敷神様」と呼ぶだけである。分家にはこうした「屋敷神様」はかつてはなく、本家のそれは同族が一同となって祀る「一門屋敷神」(直江廣治『屋敷神の研究』吉川弘文館、一九六六年)であったと考えられる。しかし最近では分家にも三カ所ぐらい新設されているという。これは昭和初期以降の同族結合の弛緩によって、本家とともに古い分家にも存在する「本家屋敷神」のタイプへ移行したものと見えよう。
- なお、同家のこの時期における神道への傾斜は内務省等の神社政策などと関係があるのかもしれないが、今のところ明らかにはない。また同家には掛軸にするような大きな家系図は昔から存在しないといわれ、家系図の前で祖先祭祀が行われた可能性は少ない。
- (30) 海応院は一五三六年(天文五)の開創であるが、現在地に移ったのは一六四九年(慶安二)である。曹洞宗。前掲『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』二五頁による。
- (31) なおこの納骨堂は、一九六八年の同姓会で、納骨堂建設五〇年目を控えて改築および墓誌建設を目指すことを決定し、結局一九八四年に一〇〇万円をもって、墓誌建立・納骨堂改築の工事を終えた。ちなみにこの費用は、各家からの拠出金九五八万円、祭資会からの支出一五〇万円で賄った(前掲『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』五〜二二頁)。
- (32) 同右、二頁。
- (33) この二つの「積立金」の区別については判然としない点があるが、大正期の帳簿によると「遺産積立金」の収支は家族の生命保険の掛金と配当がほとんどで、「実益積立金」の収支は役員報酬・給料支払い・事業上の旅

- 費等である。さらに大正期には単なる「積立金」勘定も設けられるが、これは純益の一部を決算時に積み立てている。
- (34) 前掲『俱会一処 墓誌建立・納骨堂改修の記録』三〇四頁。
- (35) 小山同姓会『和合会日誌』(明治貳拾四年)、一九〇二年五月一〇日。
- (36) 同家『決算帳』(明治參拾參年度)。
- (37) 表4の資料による。
- (38) 小山家『一族会日誌』(自昭和貳年)、一九二八年三月一〇日。なお、純水館経営には、邦太郎の姉婿の八郎・二郎(ともに一九一九年に小山家に婿養子として迎えられる(猪坂直一『小山邦太郎の足跡』一九七九年、二八二頁)。ただし分家として認められるのは一九二七年)も專業的に当たっていた。また邦太郎の姉婿房全は後述のように茅ヶ崎純水館経営に当たったし、八五郎は前述のとおりである。邦太郎の兄弟のうち残りの敬三は、一九二〇年より美術研究のため渡仏留学した。敬三は二八年に将来を約したフランス婦人たるマリールイズとともに帰国し、茅ヶ崎にアトリエを設けて創作活動を開始したが、やはり一族会としてどう対応するかは簡単には決まらず、結局一九三六年二月一族会で敬三の分家およびマリールイズの入籍の承認を決定した(以上、同右資料による)。ちなみに彼が一九七五年に文化勲章を受けた小山敬三画伯である。敬三・マリールイズの遺骨は現在むろんどもに海応院の小山家共同納骨堂におさめられている。
- (39) 小山同姓会『和合会日誌』(明治貳拾四年)、一九〇二年一月六日。「兎七四郎分家ノ件、兎提出議案、東筑摩明科停車場附近ニ於テ開店、雜貨販売……………右ノ理由二十里以上遠隔地ニ於テ開店スル件ハ素ヨリ其当ヲ得ザル事ニ被思、然ルニ本人七四郎ハ、徹頭徹尾同地ニ於テ奮テ営業シ併セテ一生ノ計ヲ画シ縦令如何ニ失敗スルモ再ビ本店嘆願ノ義申間敷誓エタ場合ニ付キ、不本意ヲ許容致ベキ哉ニ存シ、茲ニ同姓会相開キ協賛シ得度キ次第ニ候也……………同姓一同協賛候也」。
- (40) 小山同姓会『和合会日誌』(明治參拾六年)、一九〇五年六月二二日。
- (41) 以上、同右、一九〇六年三月四日、三月一日。
- (42) 同右、一九〇九年二月二八日。
- (43) 小山家『一族会日誌』(大正元年)、一九二三年六月二五日に、「旅順ニ於テ純水館出張購辦ノ事ハ毎歳小山八五郎氏ノ行事タル……………」とある。
- (44) 小山久左衛門「最近事業情況経歴」(大正四年七月)。
- (45) 小山家『一族会日誌』(大正元年)、一九一五年二月一日。
- (46) 同右、一九二四年二月一日、一三日。
- (47) 同右、一九二二年四月二五日。
- (48) 同右。
- (49) 同右、一九二二年一月二二日。
- (50) 同右、一九二三年二月一日。
- (51) 小山同姓会『和合会日誌』(明治參拾六年)、一九二〇年三月一四日、五月一五日。一九二一年当時、一三九釜(農商務省農務局『第六次全国製糸工場調査表』一九二二年)。
- (52) 小山家『一族会日誌』(大正元年)、一九一六年三月一七日。
- (53) 同右、一九二二年一月二二日。信精館製糸場は、結局二四年に後述の株式会社純水館が買収した(同社『第一期営業報告書』)。
- (54) そして米治郎およびその子孫も、小山家の共同墓地に埋葬され、または埋葬されることになっている。
- (55) 兎『店揚帳』各年次。
- (56) 以上、同社『第一期営業報告書』による。
- (57) 『茅ヶ崎市史』四、通史編(一九八一年)六〇三頁。
- (58) 小山家『一族会日誌』(大正元年)、一九二四年二月一日。
- (59) 『横浜市史』補卷(一九八二年)四〇四頁。
- (60) 前掲『茅ヶ崎市史』四、通史編、六〇三頁。
- (61) 前掲『小山邦太郎の足跡』八頁。
- (62) 松本通晴「同族の構造と機能」(講座 家族)6、一九七四年、弘文堂)二六〇頁。
- (63) 八月一日に行うのは、小山家の事情によるのではなく、この地方の慣行であるという。
- (64) なお一九九〇年は、「祭資会」発足以来一〇〇周年に当たり、「小山同姓祭資会創立百周年記念祭」が、同年九月二三日に親族約二二〇名を集めて盛大に開催された。

(付)資料 小山一族家憲

家憲十則

- 一曰崇孝行
- 二曰篤友恭
- 三曰睦家族
- 四曰厚姻党
- 五曰教子孫
- 六曰蔽内外
- 七曰崇礼儀
- 八曰守耕読
- 九曰遠訟獄
- 十曰戒荒暴

右十則常ニ居座ニ掲ケ肝ニ銘スレバ百世之耕シ尽キサルナリ

宗家 小山久左衛門 (印)

小山一族の家憲

第一章 綱領

- 第壹条 本会ハ小山一族会ト称ス
- 第貳条 一族会ハ本会ノ定ムル理事之ヲ統轄ス
- 第參条 本会々員ハ揮テ此家憲ヲ侵ザルコトヲ誓フベシ
- 第四條 本会ノ權利及ヒ義務ハ各一戸ノ戸主并ニ一族ニ因テ成立スル法人之ヲ有ス
- 第五條 本会ハ會員ノ決議ヲ以テ執行ノ權ヲ有ス
- 第六條 本会ハ一族永統及ヒ祖先頌德之為祭資積立金ヲナスモノトス

第二章 機関

- 第七條 本会ハ理事一名幹事一名會計一名ヲ置ク
- 第一項 理事ハ本会一切ヲ統轄ス幹事ハ理事ヲ補佐シ本会ノ整理ヲ謀ル
- 會計ハ専ラ金錢ノ出納積立金ノ利殖ヲ謀ルモノトス
- 第二項 任期ハ貳ケ年トシ満期改撰之事
- 但シ再撰スルモ妨ケナシ
- 第三項 補欠撰挙ニ因テ就任シタルモノハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 第八條 役員撰挙ハ祭資会ニ於テ無記名投票過半数ヲ以テ當撰トス
- 第九條 本会ノ開期ハ左ノ三項ニ分チ之レヲ行フ

第一項 祭資会ト称シ毎年式月一日ト定メ宗家ニ於テ家憲朗読式ヲ行フ

終テ祖先祭典ヲ挙グ

第二項 同族日並会ト称シ一族ノ親睦并ニ宇内之情勢審議ノ為メ

男子毎月第一日曜会場

女毎月第二

各戸々主順次ニ勤ムルコト

但シ丁年以上ノ家族ハ代理タルコトヲ得ル

第三項 臨時会ト称シ臨時協議ノ必要ヲ生スル毎ニ該會員之レカ会主ト

ナリ随時開会スルモノトス

第三章 祭資積立金方法

第拾壹條 一族祭資会ノ際各自前年損益決算帳ヲ發表シ純益金百分ノ三ヲ出

金スルモノトス

第拾貳條 一族会店揚決算方法ハ左ノ通相定ム

(一) 生活上ニ対スル消費、分家、住宅普請其他利殖セザル支払ハ凡テ損害トス

(二) 地所其他利殖スベキモノハ買入一ケ年買入代金ヲ以テ計算シ翌年ニ於テ資金ヨリ控除シ損益計算スルモノトス

(三) 法人ノ積立ハ該年度ノ会社積金ヲ以テ純益ト做シ祭資積立ヲナスモノトス仍テ将来解散ニ依テ受ル尨ノ割戻金ニ就テハ祭資積立ノ義務ヲ免ス

第拾參條 祭資積立金ハ各々祖先之功徳ヲ收メ併セテ一族ノ隆盛ヲ期スルガ為ナリ故ニ一族中時ニ天災或ハ不可忍不幸ニ罹ル時ハ積立金十分ノ一以下ヲ以テ協議之上無利子有期貸與スルコトヲ得ル

第拾肆條 祭資積立金五萬圓以上ニ達セハ社会ニ対スル義務の行為ハ凡テ此利益金ノ中ヲ以テ協議之上支出スルモノトス

第拾伍條 本会ハ名譽ヲ担フ各會員ニ於ケル德行如何ニ因ル故ニ祭資積立台帳ヲ製シ年年二月一日定例会ニ於テ計上シ本派ノ別ナク徳義ノ重キト積立金ノ多寡ヲ参酌シ各自席順ヲ定ムルモノトス

第拾陸條 積立金運用ニ対シテハ最確實ヲ旨トス

(一) 一族中運用ヲ望ムモノハ金尨円ヲ最高限度トシ確實ト認ムル保

証人(一族中) 式名ヲ要スル事

第拾伍條 積立金運用ニ対シテハ最確實ヲ旨トス

(一) 一族中運用ヲ望ムモノハ金尨円ヲ最高限度トシ確實ト認ムル保

証人(一族中) 式名ヲ要スル事

(一) 国債証券確実ナル銀行ノ外縦令親戚タリトモ貸與嚴禁ノコト

第四章 會員責任

第拾六条

各自相統人ハ式拾五才ト定メ嫡子ヲ以テ之レニ任スルハ公法ノ定ムル処ナリ然レドモ世或ハ悖徳者ノ為ニ資産ヲ蕩尽スルモノ不尠真ニ慎マザルベケンヤ依テ相統確定ノ際ハ必ス一族会ヲ開キ會員十二対スル七ノ協賛ヲ得ル者ヲ以テ相統資格者ト定ム

第拾七条

相統確定ニ関スル協議会ハ一家興廃ニ係ル重要事件ナレハ公平無私親シク相統人タルノ行状ヲ審議シテ投票ヲ要ス

第拾八条

家子拾八才ニ達スルトキハ應分ノ資産ヲ分与シ父兄之レガ監督利殖ヲ謀リ分家ノ際之レカ資産ニ充当スベキ様註意スルモノトス

第拾九条

分家ハ滿式拾五年以上ニシテ一家熟議ノ上更ニ一族協議会ヲ開キ十二対スル七ノ協賛ヲ得分家年限確定ノ事

第貳拾条

分家ノ際ハ資金積立トモ本家財産ニ対シ十分ノ一以下ヲ以テ讓与ノ題ヲ定メ一族会ノ協賛ヲ需メ決定スベキ事

第貳拾一条

家子相当ノ精神ヲ有スト雖病痾ノタメ家事ニ当リ兼ヌル者ハ分家半額ニ相当スル家屋什器ヲ与ヘ米贈手当ハ勿論深切ニ扱フベキコト

第貳拾貳条

戸主逝去ノトキ嫡子未丁年ナルトキハ公法ノ定ムル処ニ随ヒ一族会ヲ開キ后見人及ヒ後見監督人ヲ推撰ス酬勞ハ被後見人ノ資力及ヒ事情ニヨリ一族会之ヲ定ム

第貳拾三条

相統及ヒ分家ノ資格確定ノ際ハ宗家ヲ以テ式場ト定メ入会式ヲ行フ

式場ノ順序

- (一) 會員(禮服) 督席ノ事
- (二) 受格者座ノ中央ニ出席ノ事
- (三) 家憲朗読ノ事
- (四) 受格(者)之レニ対シ宜誓調印ヲナス事
- (五) 本会祝辞並ニ祝義トシテ白斜子一反或ハ記念ノ品贈与ノコト
- (六) 受格者答辞
- (七) 一同盥拜 冷酒

神饌ヲ撤ス 順次退場

第五章 戸主家族責務

第廿四条

毎朝未明起床事務ノ整理ヲナスコト

(一)

人道ヲ守リ畜妾ヲ許サザル事

(二)

日々生計ノ規定ハ別冊ノ通堅相守ル事

(三)

飲酒ハ修身齊家ニ必要タルニヨリ禮節交際ノ必要アリトモ節酒スベキ事

(四)

常飲酒ハ式拾五才以上トス好飲酒者ニ於テ夜飯ノ際式合ヲ限度トス式拾五才「未滿」常飲ヲ禁ズ

(五)

營業上且処世上参考ノ為メ夜間或ハ閑暇ノ時ヲ撰ミ必要ノ文学研究スベキ事

(六)

子弟七才以下適宜方法ヲ以テ成育ヲ謀リ以上普通教育ヲ授クベシ之レ以上ノ学文ヲ望ムモノハ本人ノ素行品正脳力等ヲ斟酌シ一族会ノ協賛ヲ徑便宜処理スルモノトス丁年以前ハ凡テ綿服トス礼節ト雖トモ可成の質素ヲ主トシ常ニ勇壯活潑ノ氣象ヲ養フベキコト

(七)

定業外ノ新事業ヲ企ツルトキハ一族協議会ヲ開キ十二対スル七ノ協賛ヲ得成立スルモノトス

(八)

凡ソ事ヲ起スニハ先ツ其初メヲ慎ミ既ニ之レニ処シテハ勤メテ耐忍恒久ノ念ヲ厚シ猥リニ變更又ハ抛却スベカラズ

(九)

順路公道ヲ以テ主義トナシ和合一致ノ徳ヲ取メ出情可致ナリ然レトモ才知ノミ秀ル者ハ己レノ徳ヲ不顧妄リニ投機ノ念ヲ起シ一擲千金ノ空利ニ志スモノ往々有之誠ニ慨歎ニ不堪ナリ故ニ縦令優才ヲ以テ高キヲ極メ遠ヲ慮ルモ必ズ順路ニ就キ研究スベキ事

(十)

一族會議ニ於テ決議シタル事項ハ些事タリトモ必ズ之レニ違背スベカラズ

(十一)

冠婚葬祭ノ儀式或ハ通常招待等ノ事勤メテ華美ノ風ヲ避ケ其分ニ随テ之ヲ質素ニスベシ

(十二)

一族会ニ於テ會員中財産取調ノ必要ヲ認メ臨檢セラルルトキハ丁寧ニ案内シ且調査上明瞭ニ之レカ答弁ハ勿論適切便宜ヲ与フ

ル事

第六章 罰則

第廿五条ノ責務（自二項至四項）ヲ等閑ニスル屢ニナルトキハ
当治者或ハ一族会ニ於テ公法ニ随禁治産等ノ処分ヲナン代替執
行ノ事

第廿六条 第廿四条九項ノ義ニ背キ普通純利ノ比較ニ違ハ資本金一割以上
ノ欠損五ヶ年又ハ式割以上ノ損害参ヶ年ニ亘ルトキハ第廿五条
適用ノ事

第廿七条 第拾壹条ノ精算ニ対シ虚偽ノ報告ヲナン本会ノ精神ヲ没却セン
トスルモノハ全員委員トナリ取調べ之上資本金一割以上ノ金額
ヲ発見スルトキハ左ノ罰金ヲ命ズル事
資本金壹割以上式割迄 資本金百分ノ十
式割以上四割迄 同上百分ノ十五
四割以上 同上百分ノ式拾

第七章 附則
第廿八条 此改正家憲ハ明治参拾八年二月一日一族祭資会ニ於テ審議決定
ニ依リ同時ニ執行権ヲ有ス
第廿九条 時運ノ変遷ニヨリ更正加除ノ必要ヲ認ムルトキハ物会審議ノ上
十二対スル八ノ賛成ヲ以有効トス

右ハ式拾九ヶ条之各条ニ対シ確守スベキヲ誓ヒ茲ニ記名調印候也
明治参拾八年式月一日 校正
大正八年二月一日 邦太郎相統ス (印) 小山久左衛門 (印)
大正五年二月一日 福太郎襲名ス (印) 小山重右衛門 (印)
明治四拾貳年式月一日 豊三郎襲名 (印) 小山甚三郎 (印)
大正六年式月一日 相統襲名ス長一郎事 (印) 小山忠五郎 (印)
大正九年式月老日清一郎相統ス (印) 小山清右衛門 (印)
(印) 小山重三郎 (印)
(印) 小山五郎 (印)
(印) 小山徳三郎 (印)

(金沢大学教育学部 国立歴史民俗博物館共同研究員)
小山八五郎 (印)
小山伴平 (印)
小山末次郎 (印)
小山三平 (印)
小山八郎 (印)
小山二郎 (印)

Merchant *Dōzoku*; Their Ancestor Worship, and Business Management

MATSUMURA Satoshi

This paper examines the real status of ancestor worship and business management of the Koyama *dōzoku*, a powerful merchant *dōzoku* in Komoro Town, Nagano prefecture, from the mid-Meiji Period to the early Shōwa Period, as well as their mutual relations.

The Koyama *dōzoku* was composed of *ie* units in different lines of business, and their business management was developed in meetings of the *dōzoku* on the occasion of the memorial services for their ancestors. The union of this *dōzoku* did not show a strong lord-vassal relationship between the main *ie* (*honke*) and branch *ie* (*bunke*), but there was clear economic superiority on the part of the *honke*, support given to *bunke* based on this economic power, and a clear right of ancestor worship invested in the *honke*. And, there was no common property system, and each *ie* owned property independently.

However, they accumulated common reserves (commonly owned assets) for ancestor worship, and these were also partially invested in the *dōzoku's* business operations.

Furthermore, several *ie* units in the *dōzoku* invested in the "Junsuikan", a silk mill established by the head of the *honke*, and its operation was managed by more than one member, centering around the *honke*. However, the *dōzoku* did not form a system whereby all of them were engaged together in the same silk manufacturing business. This can be seen from the fact that each *ie* had its own independent shop. Moreover, the common reserves accumulated by the *dōzoku* were far from meeting the huge demand for funds for the silk mill operations. This system of *dōzoku* assets and *ie* unification can be mentioned as one reason why the Junsuikan did not show rapid development.

The commercial management of each *ie* went through rather violent ups and downs. In addition, silk mill management inevitably was speculative, so this tendency became more and more pronounced. On this point, the Koyama *dōzoku* can be said to have been a typical *dōzoku* constituting a small-to-medium capital in the Kantō and Tōsan silk manufacturing Regions in the Modern Age.

In this *dōzoku*, the *honke's* economic superiority was lost due to the recession, panic and excessive aid to *bunke* after the later period of the Taishō Era. Events for ancestor worship, which were the axis of the *ie* unity, were no longer performed strictly due to the head of the *honke* making inroads to the world of politics. When this happened, their *ie* unity became much looser, and changed into an kin-like relationship.